

# 国籍はく奪条項違憲訴訟 @FUKUOKA



判決期日  
報告集会  
第2弾

2023年12月9日(土)

5時00分～

(日本時間)

@Zoomウェビナー

# 本日の内容

- ▶ 原告からのあいさつ
- ▶ 判決の内容と今後のスケジュール (5 : 05 ~)
- ▶ 訴訟外の動き (5 : 35 ~ 5 : 55)
  - ▶ 東京訴訟、最高裁第一小法廷上告棄却決定 (9月28日)
  - ▶ 東京訴訟、最高裁に再審の訴え提起 (10月26日、12月4日棄却)
  - ▶ 子どもの日本国籍はく奪・英国訴訟 (11月21日、第3回口頭弁論)
  - ▶ 京都発！ 大阪訴訟 (11月22日、第4回口頭弁論) その他
- ▶ 質疑応答とディスカッション PART1 (5 : 35 ~)  
☺ 休憩 ☺
- ▶ 質疑応答とディスカッション PART2 (6 : 35 ~)

# 1 原告からのあいさつ

## 判決前の動き

### 東京訴訟

- ▶ 2023年9月28日 最高裁第一小法廷の上告棄却決定
- ▶ 2023年10月26日 再審の訴えを最高裁に提起  
訴訟記録の謄写請求→ほとんど何も出ず。  
司法行政文書開示申立→何も出ず。
- ▶ 2023年12月4日 再審の訴えを第一小法廷が棄却（5日送達）

# 弁護団の方針とお願い@再審提起の記者会見

- ▶① 弁護団は、国籍はく奪条項違憲訴訟をとおして、国籍法11条1項が違憲であることを明らかにします。

時代の要請に従った違憲判決を！

- ▶② 国籍はく奪条項違憲訴訟が係属している各地方裁判所の裁判官には、逃げることなく、実質的な憲法判断をすることを求めます。

- ▶③ メディア関係者には、多くの人の活動が国際的になっている社会情勢をふまえて、国籍法11条1項の憲法判断についての最高裁の機能不全とその解消という問題に着目し、取材を進めていただければと期待します。

# 福岡訴訟判決の見どころ（注目点）

## ▶ 1 東京訴訟上告棄却決定と再審の訴えの影響はあるのか？

上告棄却決定に棄却理由の具体的な記載はなかった。（三行半判決）

東京高裁判決の焼き直しに終わるのか、独自の新たな判断が示されるのか。

# 憲法上の争点について、 東京高裁判決の焼き直しに終わるのか、 独自の新たな判断が示されるのか。

- ▶ (1) 審査基準はきわめて緩やかで良いのか？
- ▶ (2) 憲法22条2項は「日本国籍を離脱しない自由」を保障しないのか？
- ▶ (3) 憲法14条1項に違反しないのか？
- ▶ (4) 原告ら個人の不利益は無視して良いのか？
- ▶ (5) その他
  - ① 国民の多様な生き方を否定することが許されるのか。
  - ② 現憲法下では生じ得ない兵役の衝突を複数国籍の弊害であるとして論じた。これも踏襲するのか？
  - ③ 複数国籍の弊害について、抽象的に論じ「納税義務の重複」を強調した東京地裁・高裁の判断にならうのか。実質的・具体的に論じるのか。

# 福岡訴訟判決の見どころ（注目点）

- ▶ **2 高佐智美教授の意見書や学者の文献で示されている見解に、裁判所はどう答えるか？**



## 福岡訴訟判決の見どころ（注目点）

- ▶ **3 原告が意見陳述で語った海外在住者の苦境や故郷への想いに、裁判所はどう答えるか？**

そして、判決当日。

# 午前。博多駅にて発見。購入。

からい！



からい！

## 2 判決の内容

# 請求棄却

- ▶ (1) 審査基準はきわめて緩やかで良いのか？
  - ▶ (2) 憲法22条2項は「日本国籍を離脱しない自由」を保障しないのか？
  - ▶ (3) 憲法14条1項に違反しないのか？
  - ▶ (4) 原告ら個人の不利益は無視して良いのか？
  - ▶ (5) その他
    - ▶ ① 国民の多様な生き方を否定することが許されるのか。
    - ▶ ② 現憲法下では生じ得ない兵役の衝突を複数国籍の弊害であるとして論じた。これも踏襲するのか？
    - ▶ ③ 複数国籍の弊害について、抽象的に論じ「納税義務の重複」を強調した東京地裁・高裁の判断にならうのか。実質的・具体的に論じるのか。
- ▶ 良い。
  - ▶ 保障しない。
  - ▶ 違反しない、
  - ▶ 良い。
  - ▶ 結果として許した。
  - ▶ 一応挙げたが、抽象論の部分にとどまる。
  - ▶ 一応、中心的に触れたが、やはり抽象的。

# それでも画期的な部分がある。

## ▶ 東京訴訟の判決

日本国籍は法律によって与えられるに過ぎない地位。

だから、喪失させる法律の違憲審査基準は緩やかなもので良い。

## ▶ 福岡地裁の判決

「日本国籍は、我が国の構成員としての資格であるとともに、基本的人権の保障、公的資格の付与、公的給付等を受ける上で意味を持つ重要な法的地位である（平成20年最高裁判決）。

憲法13条は、「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」と規定しているところ、上記のような日本国籍はいわゆるアイデンティティの一要素となるものである。

そして、憲法10条の委任を受けて規定された国籍法は、外国国籍を有する日本国民につき、国籍留保制度(12条)、国籍選択制度(14条)等、その日本国籍を喪失させるに当たって当該日本国民の意思をできる限り尊重する制度を定めている。これらのことを踏まえると、国籍法に自己の志望によって外国国籍を取得した日本国民の日本国籍を喪失させる旨の定めを設けるに当たっても、その者の意思をできる限り尊重すべきことは、憲法13条の規定等の精神に照らして、考慮要因の1つとなり得るものと解するのが相当である。」

ここから東京訴訟と同じ基準（立法目的が合理的、手段が合理的ならOK）とした点が大問題。

しかし、日本国籍の現憲法上の意義を裁判所なりに踏み込んで考えようとした点は、明治憲法下の「臣民」の「日本国籍」観から脱却の兆しがある。

国籍法の基本方針（本人の意思の尊重）も理解し踏まえている。

この2点を足がかりにして、

(1) 日本国籍の現憲法上の意義についての議論をさらに深めて、裁判所に理解させ、審査基準を厳しくしていく。

(2) 国籍法全体の中での国籍法11条1項の特異性についての議論をさらに深めて、裁判所に理解させ、平等原則違反を明らかにしていく。



# さらば、国籍唯一の原則！

- ▶ 「昭和59年(1984年) 当時」は、国際法上、人はいずれかの国籍を有し、かつ、1個のみの国籍を有すべきであるという**国籍唯一の原則が国籍立法の理想**として承認されて」いた。
- ▶ 「2020年（令和2年）の時点」において、**重国籍容認国が76.9%**(195か国中150か国。オランダのマーストリヒト大学の研究チームの調査結果による。) となり、**過去60年間に世界各国の約3分の1から約4分の3にまで増加し、日本国外に生活の拠点を有する日本国籍を有する者が大幅に増加している（公知の事実）**など、国際情勢及び社会情勢が大きく変化していることを指摘することができるが、他方、国際法上、国籍の得喪に関する立法が各国家の国内管轄事項であるとされており、2020年（令和2年）当時においても、なお195か国中45か国（オランダのマーストリヒト大学の研究チームの調査結果による。ただし、別紙3の2によれば、46か国）が自己の志望によって外国国籍を取得した場合の国籍自動喪失制度を設けている。そうすると、**上記のような国際情勢及び社会情勢の変化等の事情は、少なくとも現在において、重国籍の発生を回避すること自体の合理性を直ちに否定するものとはいえず、これをもって重国籍の発生を防止という立法目的の合理性が失われているとはいえない。」**

**(分析) 複数国籍容認国の増加は、複数国籍の弊害がない（あるいは、取るに足らない）ことの認識が広がった結果。弊害が重要なら、規制する試みが始まるはずだが、始まっていない。**

**国際情勢や社会情勢の変化を指摘したことは、国籍法11条1項が将来的に違憲になりうることを示したとも言える。**

# 参照して活用できるぜ！ 論理が相似！！！！

▶ 2023年10月25日、最高裁大法廷

	2023年10月25日最高裁大法廷 違憲決定 (性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律3条1項4号)	国籍法11条1項
被侵害利益	重要な権利	重要な法的地位
制約の目的的の評価	①懸念される問題が生じることは極めてまれ ②代替手段がある ③問題が起きていない ④問題が起きるとも考えられない ⑤制約の必要性の低下	①懸念される問題が生じることは極めてまれ ②代替手段がある ③問題が起きていない ④問題が起きるとも考えられない ⑤制約の必要性の低下
目的と手段の均衡の評価	⑥合理的関連性の消滅 ⑦過酷な二者択一 ⑧制約を課さない国の増加	⑥合理的関連性の消滅 ⑦過酷な二者択一 ⑧制約を課さない国の増加
結論	憲法13条に違反する	憲法22条2項、13条、10条等に違反する。

今後のスケジュール

控訴します！

# 3 訴訟外の動き

## 判決前の動き

### 東京訴訟

- ▶ 2023年9月28日 最高裁 **第一小法廷の上告棄却決定**
- ▶ 2023年10月26日 再審の訴えを最高裁に提起  
訴訟記録の謄写請求→ほとんど何も出ず。  
司法行政文書開示申立→何も出ず。
- ▶ 2023年12月4日 再審の訴えを **第一小法廷が棄却** (5日送達)  
**棄却決定を受けた対応を検討・準備中。**

## 解説：東京訴訟 **上告理由は、**

- ▶ 高裁判決の憲法違反を主張し、
- ▶ ① 重大で新しい憲法の争点を多数含んでいる。
- ▶ ② 憲法学者の関心も高く、地裁・高裁判決に批判的な評釈ばかり。

ところが

？ ？ ？ ？

### **第一小法廷の上告棄却理由は**

- ▶ 上告理由は、高裁判決に憲法の違反があるとするものではないことが明らか、とした。

# 解説：東京訴訟 憲法上の重大で新しい争点たち

① 憲法22条2項は日本国籍の離脱という作為の自由に表裏一体のものとして日本国籍を離脱しないという不作為の自由をも保障するの否か。憲法22条2項による保障が憲法10条による立法裁量を制約するのか、それとも憲法22条2項による保障は憲法10条により制限されるのか。

② 「法律の不知」にかかわらず日本国籍を強制的に喪失させることは憲法31条の適正手続保障に違反しないのか。憲法31条による適正手続保障が憲法10条による立法裁量を制約するのか、それとも憲法31条による適正手続保障は憲法10条により制限されるのか。

③ 現憲法が定める政治プロセスへの参加を保障された主権者たる国民の地位を法律により喪失させ、政治プロセスの過程から永遠に排除してしまうことが、現憲法の下で許されるのか否か。仮に許されるとしても、国籍法11条1項による日本国籍の強制的喪失が、国民主権原理に基づく代表民主制のプロセスへの参加を国民に保障する現憲法により許容されるのか否か。

④ 憲法上のすべての基本的人権の保障の土台となる日本国籍を本人の意思に反して喪失させることが許されるのか否か。仮に許されるとしても国籍法11条1項による日本国籍の強制的喪失が、基本的人権の尊重を基本原理とする現憲法により許容されるのか否か。

⑤ 外国国籍を志望取得したことを理由として日本国籍を強制的に喪失させることは、生活や家族関係が国境を超えた日本国民の幸福追求を阻害し、またアイデンティティを毀損するものではないか。憲法13条（「個人の尊重」原理）に違反するのではないか。

⑥ 国籍法11条1項は国連の定めた国籍喪失に関するガイドラインに違反しており、憲法98条2項に違反するのではないか。

⑦ 国籍法は外国国籍の生来的取得や日本への帰化の場合などには、日本国籍を保持するか離脱するかという意味での国籍選択の機会を保障しているのに、外国国籍を志望取得した場合のみ日本国籍を強制的に喪失させて国籍選択の機会を保障しないことは憲法14条1項に違反するのではないか。

⑧ 国籍法11条1項は、日本国民のうち家族関係や経済生活、社会生活が国境を越えてしまったという社会的身分（社会生活上継続的に占める地位）を有する人のみを幸福追求権の保障に關して差別的に取り扱うものであり憲法14条1項に違反するのではないか。

⑨ 憲法の上記の基本原則が憲法10条の立法裁量を制約するのか、それとも憲法の基本原則は憲法10条により制限されるのか。

⑩ 日本国籍を喪失させる法律の違憲審査基準はどのようなものとなるか。

# 解説：東京訴訟 再審事由の概要

- ▶ ①大法院で審議すべきなのに（裁判所法10条1号）  
第一小法院限りで棄却した。  
→民訴法338条1項1号  
**「法律に従って裁判所を構成しなかった」**
- ▶ ②憲法上の重要な争点について、判断した形跡もない。  
→民訴法338条1項9号  
**「判決に影響を及ぼすべき重要な事項について判断の遺脱があった」 しかも、山ほど！！**



# 解説：東京訴訟

## 再審棄却の理由（by 第一小法廷）

「民訴法 338 条 1 項所定の事由があるものとは認められない。」  
（しかも、詳細な理由は不明。）

**第一小法廷**の判断に対する再審の訴えを  
**第一小法廷**が担当して  
**第一小法廷**の判断に対して  
**第一小法廷**がお墨付きの自画自賛！

適正手続保障や公正な裁判を受ける権利はない??

# なぜこんなことに？ 憲法問題について、最高裁が機能不全、あるいは能力不足？

## 審議の流れ

### 調査官室

首席調査官室 2名  
民事調査官室 19名  
行政調査官室 10名  
刑事調査官室 9名

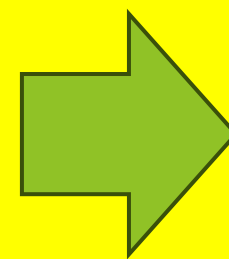
行政調査官室が**報告書**を作成し、首席調査官がチェックして、判決案とともに小法廷へ上げる。

### 第一小法廷

裁判官 5名

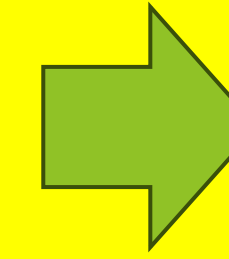
### 調査官報告書

結論のはっきりしている事件



持ち回りで審議

結論の難しい事件



小法廷での審議

## 調査官室の掌の上で踊らされる裁判官？

調査官報告書は**非公開**。内容を**検証できない**。  
**福岡訴訟の主張立証の力点**をどこに置くべきかもわからない。**ブラックボックス**。

## 参考文献

『日本司法の逆説—最高裁事務総局の「裁判しない裁判官」たち』  
西川伸一 (五月書房)

『日本の最高裁を解剖する—アメリカの研究者からみた日本の司法』  
デイヴィッド S.ロー(著)、西川伸一 (翻訳) (現代人文社)

『原発に挑んだ裁判官』磯村健太郎、山口栄二 (朝日文庫)

などなど。

第一小法廷の裁判官や関係する調査官が、第一小法廷限りで幕引きを図ろうとしている感もある。

- ▶他の小法廷の裁判官や調査官たちが事情を知ったら、  
「なんだこれは!？」  
と、最高裁内部に波風が立ち、変化が起きるかもしれない。

しかし、知らせる手立てがない。

### 3 訴訟外の動き（2）

#### ▶ 京都発！大阪訴訟

第5回期日 2023年12月22日（金）11時30分から

#### ▶ 子どもの国籍剥奪！英国籍訴訟

第4回期日 2024年2月6日（火）11時00分から

### 3 訴訟外の動き（4）

まだまだ他にも！

支援ネットワークのサイトや、CALL4のページで、  
どんどん紹介していきます！！

休憩（日本時間 6時36分再開）



Twitter こくせきたろう

<https://twitter.com/kokusekitaro>

# 4 質疑応答とディスカッション

近藤ユリ法律相談室 <https://yurikondo.com/>



# 参加者の質問から①

- ▶ 国籍はく奪行為を日本の人口減少問題につなげることはこの訴訟に照って効果的ですか？それとも裁判ではあまり意味ないですか？
- ▶ ジャニーズ問題でも、外国メディアからの「外圧」でまたもや日本のメディアが動きました。なさけない限りです。ぜひ外国メディアへのアプローチをお願いします！
- ▶ 海外からWebニュース見るとコメントは複数国籍反対意見が目立ちます。コメントは大声上げたい人しか書き込まないでしょうから一般世論とも思えませんが国内からの世論の印象はどうですか？
- ▶ よく二重国籍者を「裏切り者」「売国奴」「犯罪者」「テロリスト」「日本に忠誠を尽くさない」など差別する声を見かけます。明らかな憲法違反ですが、東京訴訟等の判決文は結局、これらの差別発言と同様のロジックであることが見てとれます。本当に残念です。
- ▶ （「日本国籍はく奪による人権侵害の広範さは死刑に次ぐ」、「日本国籍を失うことは主権者としての死」といえる、という話の流れで）量刑の問題については深刻だと思います。SNSを見ていると重国籍者に対する発言は犯罪者に対するそれと同じ、という感覚です。判決はそれらを助長しているように思えます。差別を禁止する憲法14条違反ではないですか？

## 参加者の質問から②

- ▶ 今回の福岡地裁判決について、東京の一連の判決と比して前進した点の一つとして、「国際法上、無国籍の防止が望まれているものの、重国籍の取扱いについては確定した原則があるとはまではいえない」と明言していることがあると思います。「国籍唯一の原則」のうち、重国籍禁止原則は「国際法上」はもはや原則となりえていないことについて、裁判官が納得したということです。

しかし、重国籍容認国（＝自己の志望によって外国国籍を取得しても、国籍を自働喪失しない国）が、「時の経過」によって2020年段階で76.9%にまで増加しているとしても、「195か国中45か国」が認めているから、「少なくとも現在において」、重国籍の発生を回避すること自体の合理性を「直ちに」否定するものとはではなく、「重国籍発生防止」という立法目的の合理性有り、と判断していることは大変残念です。

しかしながら、日本の国籍法に影響を与えたドイツが重国籍を全面的に認めるとの報道が出ています。こうしたドイツの変化は、この裁判に影響を与えますか。

<https://www.nikkei.com/article/DGXZQOGR30B350Q3A830C2000000/>

# 外国で暮らす家族を持つ人たちにすら、 日本国内では意外と知られていない問題です。

- ▶ 「裁判所の外堀を埋める！」 「裁判官を味方につけて支える！」  
福岡、東京、京都・大阪、そして全世界から！
- ▶ インターネットでの動画配信や、TikTok、Instagram、ツイッターなどでの発信
- ▶ どこかに企画を持っていってみる
- ▶ 友人・知人に話題を振ってみる
- ▶ 勉強会の開催
- ▶ 新聞、雑誌への投稿、頑張ってくれている記者にエールを！
- ▶ 地元の政治家に伝えてみる 選挙前がチャンス？
- ▶ 友人のツテとツテをたどって海外で活躍している有名人に意見を求める

# 福岡訴訟、続きます！

引き続き訴訟へのご注目とご支援をよろしくお願いいたします！！

近藤ユリ法律相談室 <https://yurikondo.com/>

**CALL4**

本人の意思を無視して日本国籍を一方的にはく奪する  
「国籍法11条1項は違憲」訴訟

国籍はく奪条項違憲訴訟 支援ネットワーク  
<http://yumejitsu.net/>

